

大阪府漁業調整規則第11条第3項に基づく公示内容について

漁業法(昭和24年法律第267号)第42条第1項、同法第58条及び大阪府漁業調整規則(令和2年大阪府規則第126号)第11条第1項の規定に基づき、同規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年10月15日

1. 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可すべき船舶の数及び船舶総トン数又は漁業者の数			推進機関の馬力数	操業区域(※2)	漁業時期	漁業を営む者の資格
	船舶の数	船舶の総トン数	漁業者の数				
刺網漁業	1隻	10トン未満	－	動力漁船の性能の基準(※1)による	大阪府地先海面	一枚建網漁業：周年 三枚建網漁業：周年 かに建網漁業：9月10日から11月9日まで した建網漁業：5月1日から10月31日まで	なし
うなぎ稚魚漁業	－	－	52人	－	1	令和8年1月21日から 令和8年5月20日まで	当該漁業を営む又は営もうとする者(個人に限る。)
			92人		2		
			23人		3		
			127人		4		
			86人		5		
			33人		6		
			22人		7		
			合計		(435人)		

※1 「漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準(昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号)」

- ※2 うなぎ稚魚漁業の操業区域は、以下のとおり
- 1. 長柄橋下流の新淀川から大和川に至る区域
 - 2. 大和川以南から堺市、高石市境界に至る区域
 - 3. 堺市、高石市境界から大津川に至る区域
 - 4. 大津川から近木川に至る区域
 - 5. 近木川から樫井川に至る区域
 - 6. 樫井川から男里川に至る区域
 - 7. 男里川から大阪府と和歌山県境に至る区域

2. 申請すべき期間

刺網漁業 : 令和7年10月15日から令和7年11月14日まで

うなぎ稚魚漁業: 令和7年10月15日から令和7年12月14日まで